# 第3章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の現状

### 第1項 ごみ処理の概要

現状のごみ分別区分及びごみ処理主体を、表 3.1-1 に示します。

家庭系一般廃棄物は、市や委託業者による収集運搬又は市民による自己搬入を行い、 市の処理施設や再生事業者にて中間処理を行います。最終的には、資源化や市の最終処 分場にて埋立処分を行います。

「廃棄物処理法」第3条第1項では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入又は本市の許可業者による収集運搬を行い、市の処理施設や民間業者により処理を行います。

	分別区分		処	理 主	体		
		カ	別	区分	収 集 運 搬	中間処理	最 終 処 分
			燃	やすごみ	市/委託/個人	市	再生事業者
	燃や	さな	い	金 物 類	市/委託/個人	市	再生事業者
	ر آ		み	ガラス・陶磁器類	市/委託/個人	市	市
				プラスチック製 ・器 包 装 ご み	委託/個人	市	再生事業者
			,	ペットボトル	委託/個人	市	再生事業者
家庭系一	資	ビン		無色透明 茶 色 そ の 他	委託/個人	再生事業者	再生事業者
般廃棄	源 ご	缶		アルミ缶 スチール缶	委託/個人	市/再生事業者	再生事業者
物	み		á	紙 パック	委託/個人	再生事業者	再生事業者
			J.	廃 食 用 油	委託/個人	再生事業者	再生事業者
			丰	吃 電 池	委託/個人	再生事業者	再生事業者
			Ì	<b>蛍光管・電球</b>	委託/個人	市/再生事業者	再生事業者
			ī	古 紙 類	個人/再生事業者	再生事業者	再生事業者
			ī	古 布 類	個人/再生事業者	再生事業者	再生事業者
			粗	大ごみ	個人	市/再生事業者	市/再生事業者
	事	業系	<u> </u>	般廃棄物	事業者/許可業者	市/事業者	再生事業者

表3.1-1 ごみ分別区分及びごみ処理主体

備考:紙パック、廃食用油、乾電池、古紙類及び古布類は市で保管し、再生事業者へ搬出しています。

### 1 ごみ処理体系

本市の現在のごみ処理体系を、図3.1-1に示します。

家庭系一般廃棄物について、燃やすごみは、あじさいクリーンセンターの焼却施設で 処理し、焼却灰は、再生事業者にてセメント資源化しています。

燃やさないごみは、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破砕選別処理し、可燃物は焼却処理、鉄及びアルミは資源回収、不燃物は大安一般廃棄物最終処分場及び藤原一般廃棄物最終処分場(以下、「最終処分場」という。)で埋立処分しています。

資源ごみのうち、プラスチック製容器包装ごみ及びペットボトルは、あじさいクリーンセンターの圧縮梱包施設で処理し、再生事業者へ搬出しています。

ビンは、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、再生事業者へ搬出しています。

アルミ缶は、社会福祉法人で圧縮処理後、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、再生事業者へ搬出しています。

スチール缶は、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で圧縮処理後、ストックヤードにて保管し、再生事業者へ搬出しています。

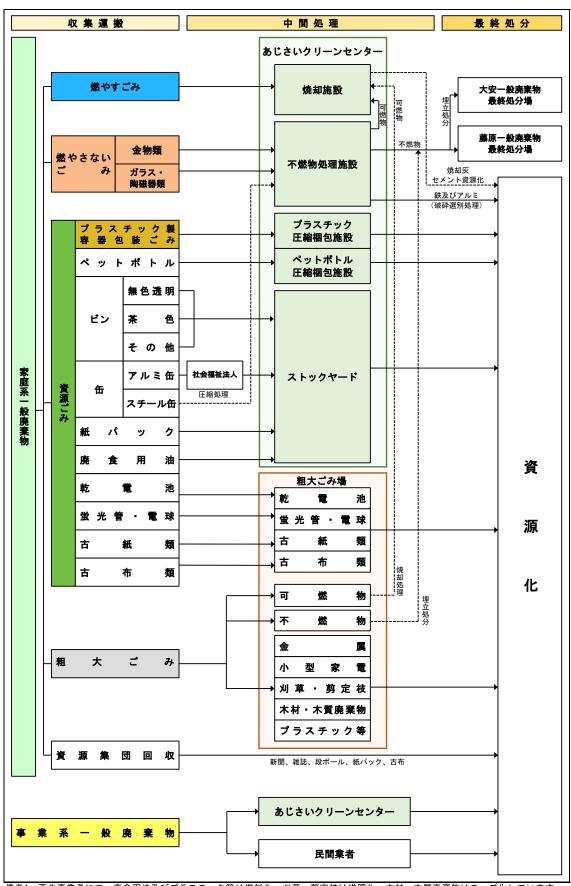
紙パック及び廃食用油は、あじさいクリーンセンターのストックヤードにて保管し、 再生事業者へ搬出しています。

乾電池、古紙類及び古布類は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場、藤原粗大ごみ場及 び員弁リサイクルセンター(以下、「粗大ごみ場」という。)で保管し、再生事業者へ搬 出しています。

蛍光管・電球は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場及び藤原粗大ごみ場で破砕処理し、 再生事業者へ搬出しています。

粗大ごみは、粗大ごみ場で解体及び分別し、可燃物は、あじさいクリーンセンターの 焼却施設で処理、不燃物は、最終処分場で埋立処分しています。金属、小型家電、刈 草・剪定枝、木材・木質廃棄物及びプラスチック等は、再生事業者へ搬出しています。

事業系一般廃棄物については、あじさいクリーンセンター又は民間業者にて処理し、 再生事業者へ搬出しています。



備考1:再生事業者にて、廃食用油及びプラスチック等は燃料化、刈草・剪定枝は堆肥化、木材・木質廃棄物はチップ化しています。 備考2:蛍光管・電球は北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場及び藤原粗大ごみ場にて破砕処理しています。

図3.1-1 ごみ処理体系図

#### 2 収集運搬体制

本市は行政区域全域を収集区域としており、ごみ収集回数及び収集方法を、表 3.1-2 に示します。ごみ収集方法については、集積場を拠点としたステーション収集又は処理施設への自己搬入を行っています。平成 19 (2007) 年 4 月からは分別区分を統一し、家庭系一般廃棄物のうち、燃やすごみ及びプラスチック製容器包装ごみは、市の指定袋による収集としています。なお、古紙類、古布類及び粗大ごみについては、粗大ごみ場へ自己搬入としています。

また、事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入又は本市の許可業者による収集運搬を行い、あじさいクリーンセンターや民間業者にて処理をしています。あじさいクリーンセンターで処理を行う場合には、処理手数料(100kg 以下 2,000 円、100kg 超 200円/10kg 加算)を徴収しています。

平成 19 (2007) 年 4 月の分別区分統一後、北勢町、大安町及び藤原町の 3 町は、あじさいクリーンセンターへ、員弁町は、桑名広域清掃事業組合の資源循環センターへ搬出していました。しかし、令和 3 (2021) 年 3 月 31 日を以て、桑名広域清掃事業組合を脱退したことに伴い、令和 3 (2021) 年 4 月 1 日より市内全てのごみを、あじさいクリーンセンターにて処理しています。

収集方法 分別区分 収集回数 燃やすごみ 週2回 指定袋によるステーション収集 燃やさない 金物 収集容器によるステーション収集 類 月 1 回 ガラス・陶磁器類 月1回 収集容器によるステーション収集 プラスチック製 週1回 指定袋によるステーション収集 容器包装ごみ ペットボトル 月2回 収集容器によるステーション収集 家 無色透明 庭 ビ 資 色 月2回 収集容器によるステーション収集 系 茶 その他 源 般 アルミ缶 収集容器によるステーション収集 缶 月2回 廃 スチール缶 棄 紙パック 月2回 収集容器によるステーション収集 物 廃食用油 月2回 収集容器によるステーション収集 4 乾 電 池 年3回 収集容器によるステーション収集 年3回 蛍光管・電球 収集容器によるステーション収集 随時 粗大ごみ場への自己搬入 古 紙 類 古 布 類 随時 粗大ごみ場への自己搬入 粗大ごみ 随時 粗大ごみ場への自己搬入 事業者による自己搬入又は 事業系一般廃棄物 随時 本市の許可業者による収集運搬

表3.1-2 ごみ収集回数及び収集方法

備考:乾電池及び蛍光管・電球は、粗大ごみ場への自己搬入も可能としています。

## 3 中間処理体制

あじさいクリーンセンターの概要を表 3.1-3 に、リサイクル施設の概要を表 3.1-4 に示します。また、あじさいクリーンセンターの焼却施設で発生する焼却灰は、再生事業者にてセメント資源化しています。

表3.1-3 あじさいクリーンセンターの概要

施設名	あじさいクリーンセンター							
所 在 地	いなべ市北勢町京ヶ野新田 5 番地 12							
敷地面積			2.8m <sup>2</sup>					
竣工年月		•	平成 12 年 6 月	平成 19 年 9 月				
施設区分	焼却施設	不燃物処理施設	ペットボトル圧縮梱包施設	プラスチック 圧縮梱包施設				
処理能力	50t/日 (25t/10h×2 炉)	15t/5h	1.5t/5h	4t/5h				
処理方式	機械化バッチ 燃焼式 破砕選別処理		圧縮梱包方式	圧縮梱包方式				
設備概要	・ピ・パーン・パーツ・パーツ・パーツ・パーツ・パーツ・パーツ・パーツ・パーツ・パーツ・パーツ	・破神機 一 選別 ・破神 選別 ・ 選別別別 ・ 選別別別 ・ 選別別別 ・ で選別 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	・ ・ ・ ・ ・ ・ 選別 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・コ・選別 受べが別 手選別 ・圧縮梱包機				
管理主体			市	1				

表3.1-4 リサイクル施設の概要

施設名	北勢粗大ごみ場	大安粗大ごみ場	藤原粗大ごみ場	員弁リサイクル センター
所在地	いなべ市北勢町 向平 798 番地 1	いなべ市大安町 石榑下 381 番地 4	いなべ市藤原町 鼎 1400 番地	いなべ市員弁町 石仏 1866 番地 1
施設区分	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設
処理方式	解体及び分別	解体及び分別	解体及び分別	解体及び分別
管理主体	市	市	市	市

## 4 最終処分体制

最終処分場の概要を表 3.1-5 に示します。燃やさないごみを破砕選別処理した不燃物 や粗大ごみ場に自己搬入された不燃物の埋立処分を行っており、いずれの最終処分場も 安定型最終処分場(しゃ水工及び浸出水処理無し)です。

表3.1-5 最終処分場の概要

施設名	大安一般廃棄物最終処分場	藤原一般廃棄物最終処分場		
所在地	いなべ市大安町石榑東 1610 番地	いなべ市藤原町鼎 1402 番地		
埋立開始	平成 11 年	昭和 59 年		
埋立面積	7,508m²	15,013m²		
埋立容量	25,000m <sup>3</sup>	90,424m³		
残余容量	約 8,000m³	約 47,180m³		
管理主体	市	市		



あじさいクリーンセンター

## 1 ごみ排出量

本市の過去5年間のごみ排出量を、表3.1-6及び図3.1-2に示します。

ごみ排出量は増加傾向を示しており、令和3(2021)年度では13,600tとなります。このうち、令和元(2019)年度から令和2(2020)年度にかけて家庭系一般廃棄物は増加している一方で、事業系一般廃棄物は、減少しています。これは、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛が要因として考えられます。

また、1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量も増加傾向を示しており、令和 3 (2021) 年度では 827g/人・日となります。

表3.1-6 ごみ排出量の推移

単位:t

	年度区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
	人口(人)	45,671	45,565	45,640	45,422	45,073	住民基本台帳(人口) 各年10月1日現在
	燃やすごみ	7,176	7,221	7,355	7,437	7,152	
家庭	燃やさないごみ	165	191	181	207	204	
系一	資源ごみ	690	691	691	686	660	
般廃	粗大ごみ	1,345	1,141	1,370	2,417	2,531	
棄物	合 計	9,376	9,244	9,597	10,747	10,547	
	g/人・日	562	556	576	648	641	
事業	燃やすごみ	3,016	3,134	2,971	2,869	3,051	
業系一	燃やさないごみ	4	3	3	2	2	
般廃	粗大ごみ	3	1	3	1	0	
棄物	合 計	3,023	3,138	2,977	2,872	3,053	
	燃やすごみ	10,192	10,355	10,326	10,306	10,203	
_,	燃やさないごみ	169	194	184	209	206	
ごみ排	資源ごみ	690	691	691	686	660	
出量	粗大ごみ	1,348	1,142	1,373	2,418	2,531	
_	合 計	12,399	12,382	12,574	13,619	13,600	
	g/人・日	744	745	755	821	827	

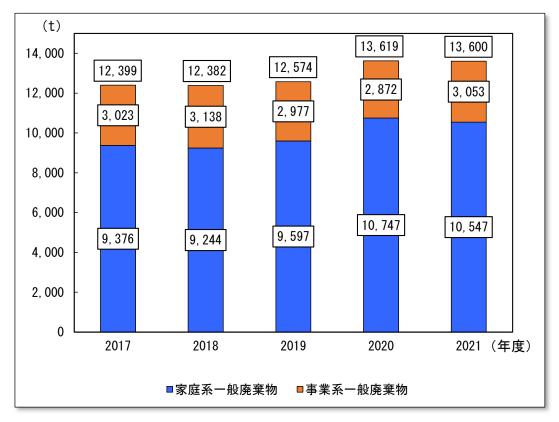


図3.1-2 ごみ排出量の推移

# 2 ごみ処理量

本市の過去 5 年間のごみ処理量を、表 3.1-7 に示します。 燃やすごみは増加傾向を示しており、令和 3 (2021) 年度では 11,656t となります。

表3.1-7 ごみ処理量の推移

単位:t

	年度 区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
٠	燃やすごみ	10,634	10,879	10,940	10,903	11,656	燃やさないごみ、資源ごみ及び粗大 ごみからの可燃物を含む
ごみ処	燃やさないごみ	91	107	101	111	134	
理量	資源ごみ	1,674	1,396	1,533	2,605	1,810	粗大ごみからの資源物を含む
	合 計	12,399	12,382	12,574	13,619	13,600	
	焼 却 処 理 量	8,739	8,973	10,037	10,903	11,656	
	RDF 処 理 量	1,895	1,906	903		ı	令和元年度脱退
	総資源化量	3,679	3,385	2,917	3,434	2,872	
ごみ	内再生利用量	1,674	1,396	1,533	2,605	1,810	
処理	内 焼 却 残 渣	856	854	884	829	1,062	あじさいクリーンセンターのみ
別量	内 RDF 生 成 量	1,149	1,135	500		ı	令和元年度脱退
	リサイクル率	29.7%	27.3%	23.2%	25.2%	21.1%	
	最終処分量	91	107	101	111	134	
	合 計	12,399	12,382	12,574	13,619	13,600	

### 3 焼却処理量

本市の過去5年間の焼却処理量を、図3.1-3に示します。

令和元(2019)年度に桑名広域清掃事業組合の資源循環センター(RDF 化施設)から脱退したことに伴い増加しています。



図3.1-3 焼却処理量及び RDF 処理量の推移

### 4 総資源化量及びリサイクル率

本市の過去5年間の総資源化量及びリサイクル率を、図3.1-4に示します。

令和 3 (2021) 年度のリサイクル率 (総資源化量÷ごみ排出量) は 21.1%となっており、令和 2 (2020) 年度の全国平均 20.0%や三重県平均 20.4%を上回っています。

(出典:環境省/一般廃棄物処理事業実態調査結果)

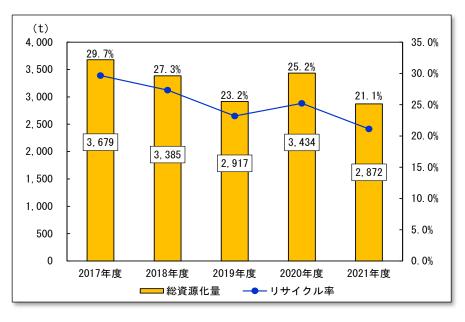


図3.1-4 総資源化量及びリサイクル率の推移

## 5 資源ごみ収集量

本市の過去5年間の資源ごみ収集量を、表3.1-8に示します。

合併前から各町において資源ごみの分別収集を実施しており、分別区分は、プラスチック製容器包装ごみ、ペットボトル、ビン(無色透明・茶色・その他)、缶(アルミ缶・スチール缶)、紙パック、廃食用油、乾電池、蛍光管・電球、古紙類(新聞・雑誌・段ボール)及び古布類となります。

収集量は、減少傾向を示しております。

表3.1-8 資源ごみ収集量の推移

単位: t

区分	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
プ ラ ス 容 器 st	チック製 回装ごみ	264	270	273	274	266
ペッ	トボトル	58	60	58	58	60
	無 色 透 明	86	82	80	84	79
ビン	茶 色	80	78	75	71	68
	その他	28	28	30	29	28
	計	194	188	185	184	175
	アルミ缶	34	35	36	38	40
缶	スチール缶	31	29	27	28	26
	計	65	64	63	66	66
紙パ	ック	9	5	5	5	5
廃 食	用 油	6	6	6	6	6
乾	電池	10	10	14	14	14
蛍 光 🏗	<b>・ 電 球</b>	5	5	5	5	7
	新聞	25	19	18	15	15
古紙類	雑誌	21	30	30	20	17
口机块	段ボール	18	19	19	23	13
	計	64	68	67	58	45
古	布 類	15	15	15	16	16
合	計	690	691	691	686	660

### 6 中間処理施設での資源化量

本市の過去5年間の中間処理施設での資源化量を、表3.1-9に示します。

燃やさないごみは、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破砕選別処理し、 鉄及びアルミを資源回収しています。

あじさいクリーンセンターの焼却施設で発生する焼却灰は、再生事業者にてセメント 資源化しています。

また、粗大ごみは、粗大ごみ場で解体及び分別し、金属、小型家電、刈草・剪定枝、 木材・木質廃棄物及びプラスチック等は、再生事業者へ搬出しています。

表3.1-9 中間処理施設での資源化量の推移

単位:t

	年度区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
燃や	鉄	46	15	18	22	25
さない	アルミ	12	4	5	6	10
ごみ	計	58	19	23	28	35
焼	却 灰	856	854	884	829	1,062
	金属	373	197	284	277	232
	小 型 家 電	_	31	100	125	136
粗大ごみ	刈草・剪定枝	433	317	288	858	648
ごみ	木 材 · 木 質 廃 棄 物	19	13	6	196	228
	プラスチック等	16	47	45	71	109
	計	841	605	723	1,527	1,353
合	計	1,755	1,478	1,630	2,384	2,450

備考:小型家電は、平成30年12月より資源化しています。

### 第4項 ごみ組成

本計画策定に合わせて、4 町の内人口の多い北勢町及び大安町の 2 町の燃やすごみを対象にごみ組成調査を行いました。はじめに、ごみの種類ごとに集計した重量組成(2 町合計)を、図 3.1-5 に示します。ごみの種類に着目してみると、燃やすごみの重量組成は、紙類が 39.4%と最も高く、次いで生ごみ類が 24.9%、プラスチック類が 17.7%でした。

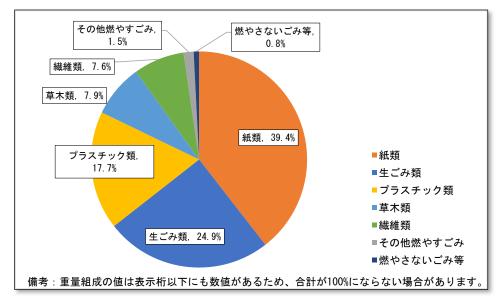


図3.1-5 ごみ種類ごとの重量組成

次に、分別区分ごとに集計した重量組成(2 町合計)を、図 3.1-6 に示します。分別区分に着目してみると、燃やすごみの重量組成は、燃やすごみが 66.6%、資源ごみが 32.5%、燃やさないごみが 0.8%でした。これにより燃やすごみの中に、33.3%の他のごみ分別区分が混入しているため、適正な分別に課題があることが分かります。

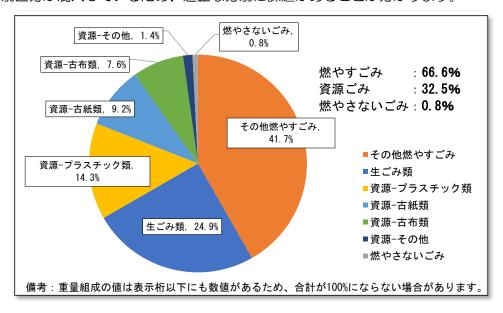


図3.1-6 ごみ分別区分ごとの重量組成

次に、燃やすごみの組成と資源化可否を、表 3.1-10 に示します。

資源ごみ 32.5%の内訳は、プラスチック製容器包装ごみが 14.3%、古紙類が 9.2%、 古布類が 7.6%、ペットボトルが 1.3%、缶が 0.1%と判明しました。上記の結果より燃 やすごみの中には、資源化可能なものが多く含まれていることが分かります。

また、生ごみ類が 24.9%と多く含まれており、食品ロス(手つかず・調理くず・食べ残し)の削減や生ごみの減量化が必要であることが分かります。

表3.1-10 ごみの組成と資源化可否

単位:%

分別区分 資源化		上八本	十八年	11. XX WEE		重量組成	ζ
分別区分	可否	大分類	中分類 小分類		北勢町	大安町	2町合計
		燃やすごみ 計			74.0	55.1	66.6
			生ごみ類 計		24.2	26.0	24.9
			調理前に廃棄されたもの(手つかず食品)			6.7	5.1
		生ごみ類	調理くず(主に不可食部分)		9.1	7.8	8.6
				料理などの食べ残し		7.4	8.3
			その他の食品廃棄物		3.6	3.2	3.4
燃			紙類 計		37.6	18.3	30.2
燃やすごみ	不可	紙類	新聞紙	ごみを包んだもの	0.6	0.0	0.4
み			その他の紙類		37.0	18.3	29.8
			プラスチック類 計		0.8	4.3	2.1
		プラスチック類	レ ジ 袋	ごみを包んだもの	0.8	1.1	0.9
			その他のプラスチック類		0.0	3.2	1.2
		草木類			9.5	5.4	7.9
		ゴム・皮革類					0.1
		その他の可燃物				1.0	1.4
燃や		燃やさないごみ 計		1.0	0.3	0.8	
さな	不可	金物類	金物類			0.2	0.3
い		ガラス・陶磁器類	ガラス・陶磁器類			0.0	0.0
ごみ		その他の不燃物	0.7	0.1	0.5		
		資源ごみ 計			25.0	44.7	32.5
			プラスチック製容器包装ごみ 計		14.1	14.9	14.3
			3% 1/2   /	白色	0.2	0.3	0.2
		プラスチック製 容器包装ごみ		色・柄付	0.3	2.2	1.0
			レ ジ 袋	そのまま捨てたもの	0.0	0.5	0.2
			その他プラスチック製容器包	回装ごみ	13.6	11.9	12.9
		ペットボトル	1 1			1.9	1.3
資 源 ご	可	ビン	無色透明・茶色・その他		0.0	0.0	0.0
ごみ	ы	缶	アルミ缶・スチール缶		0.1	0.0	0.1
-			古紙類 計		6.4	13.8	9.2
			新 聞 紙	そのまま捨てたもの	0.4	1.2	0.7
		古紙類	雑誌		0.0	0.0	0.0
		古紙類	段 ボール		0.0	0.0	0.0
			紙 パック		0.8	2.4	1.4
			紙製容器包装ごみ		5.2	10.2	7.1
		古 布 類	繊維類		3.5	14.1	7.6

備考1:重量組成(2町合計)は2町の各項目の排出量の和を総排出量で除した値となります。

備考2: 重量組成の値は表示桁以下にも数値があるため、合計が100%にならない場合があります。

## 第5項 ごみ処理費用

本市の過去5年間のごみ処理費用を、表3.1-11及び図3.1-7に示します。

ごみ処理費用は令和 2 (2020) 年度まで増加していましたが、令和 3 (2021) 年度は減少しています。

また、市民 1 人当たりの処理費用をみると、令和 3 (2021) 年度で 16,700 円/人であり、令和 2 年 (2020) 度の全国平均 11,801 円/人よりも高くなっています。(出典:環境省/一般廃棄物処理事業実態調査結果)

表3.1-11 ごみ処理費用の推移

単位	: 千円
----	------

Z	区分	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		収集運搬施設	2,158	2,133	2,418	7,780	2,696	
建	事	中間処理施設	0	0	0	54,261	215	
築 及	費	最終処分場	0	0	34,839	0	47,451	
び		その他	0	2,257	1,134	0	0	
改 良	調	査 費	0	0	2,743	10,038	4,759	
費	組	合 分 担 金	104,195	88,776	61,186	28,959	0	
		計	106,353	93,166	102,320	101,038	55,121	
		一般職	75,167	62,825	57,125	58,894	59,663	
	人件	技	15,098	18,545	17,123	18,025	9,949	
	費		能 中間処理	52,386	45,482	54,509	57,622	71,291
		最終処分	7,726	5,556	4,715	4,916	7,482	
処		収 集 運 搬	9,687	10,011	8,711	10,610	11,002	
理		中間処理費	97,054	121,851	150,566	164,081	190,982	
及   び		最終処分費	0	0	0	0	0	
維	車	両 等 購 入 費	0	0	0	0	11,285	
持 管		収集運搬費	97,051	99,571	102,488	125,900	176,556	
理費	委 託	中間処理費	54,719	55,789	35,450	79,033	60,767	
	費	最終処分費	0	0	0	0	0	
		そ の 他	17,877	19,750	21,206	22,618	18,111	
	組	合 分 担 金	108,222	93,260	131,215	123,721	72,210	
	調	査 研 究	14,071	4,748	5,346	4,880	3,585	
		計	549,058	537,388	588,454	670,300	692,883	
そ		の 他	5,684	5,600	5,346	4,880	4,720	
合		計	661,095	636,154	696,120	776,218	752,724	
ごみ	排出量	1t当たり(円/t)	53,318	51,377	55,362	56,995	55,347	
		排出量(t)	12,399	12,382	12,574	13,619	13,600	
市民	₹1人 늘	当たり(円/人)	14,475	13,961	15,252	17,089	16,700	
		人口(人)	45,671	45,565	45,640	45,422	45,073	

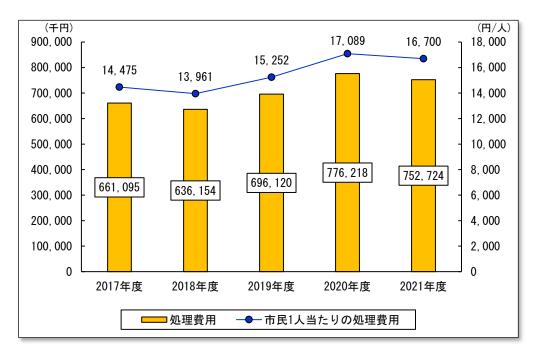


図3.1-7 ごみ処理費用の推移

### 第6項 生ごみ減量化事業補助金

本市では、合併前から各町において家庭用生ごみ堆肥化容器の購入に対する支援制度 を導入しており、合併後も「いなべ市生ごみ減量化事業補助金制度」により、家庭内で 発生する生ごみの減量化を促進しています。

補助の対象は、1 世帯当たり簡易式容器と電動式容器を、それぞれ 1 基を限度に容器 1 基当たりの購入金額の 1/2 以内(5,000 円を上限)の補助金を交付しています。家庭用生ごみ堆肥化容器の購入補助件数を、表 3.1-12 に示します。なお、生ごみ堆肥化容器による減量化量を試算すると、耐用年数を 5 年として、生ごみの発生量を 250g/人·日(汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領より)、そのうち約 8 割が堆肥化されるものとし、1 世帯当たり 2.5 人とすると、現状で年間約 12t の生ごみが堆肥化されていることになります。

250g/人·日×0.8×67 基(世帯)×2.5 人/世帯×365 日≒12t/年

表3.1-12 家庭用生ごみ堆肥化容器補助件数の推移 単位:件

Z	分	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合 計
	電動式	器容算	2	2	4	6	12	26
1-1-		累計	1,068	1,070	1,074	1,080	1,092	
補助	簡易式	器容算	8	7	7	12	7	41
件数		累計	1,633	1,640	1,647	1,659	1,666	
**	合	計	10	9	11	18	19	67
		累計	2,701	2,710	2,721	2,739	2,758	

### 第7項 国、三重県及び関係市町の動向

#### 1 国の動向

国は、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下、「国が定める基本方針」という。)(平成 13 年 5 月 7 日環境省告示第 34 号)を公表しており、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」 (平成30年6月19日閣議決定)では、取組目標として一般廃棄物の減量化目標を設定 しています。国の減量化目標等を、表3.1-13に示します。

区 分	国が定める基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画
目標年度	令和2年度	令和7年度
ごみ排出量	約 12%削減 (平成 24 年度比)	1人1日当たりのごみ排出量 850g/人・日
リサイクル率	約 27%	_
最終処分量	約 14%削減 (平成 24 年度比)	約 77%削減 (平成 12 年度比)

表3.1-13 国の減量化目標等

### 2 三重県の動向

三重県は、令和3(2021)年3月に「廃棄物処理法」に基づく「三重県循環型社会形成推進計画」を策定し、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。

また、「ごみゼロ社会実現プラン」(平成 17 (2005) 年 3 月) において、ごみ減量のための減量化目標を設定しています。県の減量化目標等を、表 3.1-14 に示します。

区分	三重県循環型社会形成推進計画	ごみゼロ社会実現プラン
目標年度	令和7年度	令和7年度
ごみ排出量	1人1日当たりのごみ排出量 902g/人・日	三重県内総ごみ排出量 家庭系 375,000t
リサイクル率	27.3%	50.0%
最終処分量	三重県内でのごみ排出量のうち 最終処分された量 10,000t	三重県内総ごみ排出量のうち 最終処分された量 Ot

表3.1-14 三重県の減量化目標等

### 3 関係市町の動向

## (1) 広域環境基本計画

「桑名・員弁広域環境基本計画」(平成 26 (2014) 年 3 月) では、桑名・員弁広域地域を構成する 2 市 2 町 (本市、桑名市、木曽岬町及び東員町) が一体となり、それぞれの「環境基本条例」に基づき環境保全等を明らかにした計画です。計画期間は、平成26 (2014) 年度から令和 5 (2023) 年度までの 10 年間です。令和 5 (2023) 年度の計画期間終了に伴い、新たに令和 6 (2024) 年度から実施に向けて計画を策定しています。

### (2) 桑名広域清掃事業組合

桑名・員弁地域のうち、本市(員弁町)、桑名市、木曽岬町及び東員町は桑名広域清掃事業組合の資源循環センターにて広域処理を行っていましたが、本市は令和 3 (2021) 年 3 月 31 日を以て、桑名広域清掃事業組合を脱退しました。

### (3) 関係市町のごみ処理状況

本市、桑名市、木曽岬町及び東員町のごみ処理状況を、表 3.1-15 に示します。本市の 1 人 1 日当たりの家庭系一般廃棄物排出量は 648g であり、桑名市に次いで 2 番目に多くなっています。

表3.1-15 いなべ市、桑名市、木曽岬町及び東員町のごみ処理状況

	区	分		いなべ市	桑名市	木曽岬町	東員町
		、口(人)口、		45,422	141,458	6,200	25,931
	家庭著	系一般廃棄 (t)	物	10,747	38,767	1,385	5,739
	(g/人·日)			648	751	612	606
令	事業系一般廃棄物 (t)			2,872	14,534	138	756
令和。		(g/人·日	)	173	281	61	80
2 年度実績	ごみ排出量(t/年)			13,619	53,301	1,523	6,495
度宝	(g/人·日)			821	1,032	673	686
績	集団[	回収量(t/	≢)	0	0	94	682
		(g/人·日	)	0	0	42	72
	ごみ糸	総排出量(t/:	年)	13,619	53,301	1,617	7,177
		(g/人·日	)	821	1,032	715	758
	リサー	イクル率('	%)	25.2	14.4	26.8	28.3
		ス チ ッ ク 包 装 こ		0	0	0	0
資	ペッ	トボト	ル	0	無色・色つき	0	0
源ご	ビン		無色・茶色・ その他	無色・茶色・ その他	無色・茶色・ その他	無色・茶色・ その他	
み分別	缶			アルミ・ スチール	アルミ・ スチール	アルミ・ スチール	アルミ・ スチール
別区	紙パック		0	0	0	0	
分	古 紙 類		類	0	0	0	0
	古	布	類	0	0	0	0
	そ	の	他	廃食用油	小型家電	_	_
	家京	燃やする	ごみ	家庭用もえるごみ 指定袋: 大 15 円/枚 小 10 円/枚	可燃ごみ指定袋: 大 20 円/枚 小 14 円/枚	可燃物用指定袋: 大 20 円/枚 小 14 円/枚	可燃物用指定袋: 大 20 円/枚 小 14 円/枚
有料	庭系	燃やさた ご	いみ	-	不燃ごみ指定袋 : 20 円/枚	不燃物用指定袋: 20 円/枚	不燃物用指定袋: 20 円/枚
化の状況	般 廃 棄	資 源 ご	み	プラスチック製容器 包装ごみ指定袋: 15円/枚	プラスチック ごみ用指定袋 : 20 円/枚	プラスチック ごみ用指定袋 : 20 円/枚	プラスチック ごみ用指定袋 : 20 円/枚
	物	粗大ご	み	無料	シール:300円/枚(300~600円/個)	一律 50 円	無料
IJL		持	込	無料		事業組合(リサイ )00 円、100kg 超・	
	事業系一般廃棄物		100kg 以下 2,000 円 100kg 超~ 200 円/10kg		丹事業組合(リサイ 000 円、100kg 超・		

備考:本市以外のごみ排出量等の実績は、環境省/一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

### 第8項 地域の関係法令等

#### 1 三重県の廃棄物関係条例等

三重県が定める廃棄物関係条例等は、以下のとおりです。

#### 三重県の廃棄物関係条例等

- 三重県環境基本条例(平成7年3月15日条例第3号)
- 三重県リサイクル製品利用推進条例 (平成 13年3月27日条例第46号)
- 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則(平成 13 年 9 月 25 日規則第 80 号)

### 2 本市における廃棄物関係条例等

本市が定める廃棄物関係条例等は、以下のとおりです。

#### 市の廃棄物関係条例等

- 〇 いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成15年12月1日条例第100号)
- 〇 いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 (平成 15 年 12 月 1 日規則第 73 号)
- いなべ市あじさいクリーンセンター条例 (平成 15 年 12 月 1 日条例第 101 号)
- いなべ市あじさいクリーンセンター規則 (平成 15 年 12 月 1 日規則第 74 号)
- いなべ市員弁リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例(平成 15 年 12 月 1 日 条 例第 102 号)
- 〇 いなべ市環境基本条例 (平成 15年 12月 1日条例第 104号)
- 〇 いなべ市環境保全条例(平成15年12月1日条例第105号)
- 〇 いなべ市環境保全条例施行規則(平成 15年 12月 1日規則第 77号)
- 〇 いなべ市生ごみ減量化事業補助金交付要綱(平成 15 年 12 月 1 日告示第 34 号)
- いなべ市環境美化条例 (平成 15 年 12 月 1 日条例第 109 号)
- 〇 いなべ市環境美化条例施行規則(平成 15年 12月 1日規則第81号)
- 〇 いなべ市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に 関する条例(平成31年3月25日条例第12号)
- 〇 いなべ市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に 関する条例施行規則(令和元年7月25日規則第6号)

## 第1項 施策の現状

本市がこれまで実施してきたごみ処理に係る施策等を、表 3.2-1 及び表 3.2-2 に示します。

表3.2-1 ごみ処理に係る施策等(1)

_	施 策 内 容			
	生ごみ減量化に対する支援	家庭内で発生する生ごみの減量化を促進するため、「いなべ市生ごみ減量化事業補助金交付要綱」により、簡易式容器と電動式容器の購入に対して補助金を交付しています。		
発	ごみ分別の広報	HP や情報誌 Link 等にて、ごみの減量化及び再生利用を図るために広報をしています。		
生 及	ごみ分別アプリ	ごみカレンダーやごみ分別検索機能等を利用することができる「いなべごみ分別アプリ」を配信しています。		
排出	環境学習や収集作業の 見学会	小学校及び自治会に、市職員によるごみ分別方法の説明 や、パッカー車による燃やすごみの収集作業の見学会を開催しています。		
抑制	ごみ処理施設の見学	あじさいクリーンセンターにて、施設見学を行うことで、 市民へのごみ処理施設の重要性の認識及びごみの減量化や 再生利用の促進を図ります。		
	外国人へのごみ分別	外国人に対して、本市のごみ分別方法を理解してもらうために、外国語版のごみ分別早見表やごみの出し方ハンドブック等により、周知をしています。		
	資源ごみ等の拠点回収	粗大ごみ場にて、乾電池、蛍光管・電球、古紙類及び古布 類の拠点回収をしています。		
分別	ごみの出し方 ハンドブック	令和 3 年度に、市内全域のごみをあじさいクリーンセンターにて処理することに伴い、「いなべ市ごみの出し方ハンドブック」の改定をしました。		
排	ごみカレンダー	ごみの収集日について、毎年度「いなべ市ごみカレンダー」を作成し、広報をしています。		
出	現場確認及び分別指導	家屋の解体ごみ、一時多量ごみ、災害廃棄物の搬入時又は 産業廃棄物の混入等が疑われる場合は、市職員による現場 確認を行い、適正な分別及び処理について指導していま す。		
	ごみ分別区分の統一	合併前の各町で異なっていたごみ分別区分を、平成 19 年度から統一しました。		
.1	いなべ市指定ごみ 収集袋	平成 19 年度より、指定袋の対象を燃やすごみ及びプラスチック製容器包装ごみとしました。		
収集運	ごみ収集運搬の委託	直営から民間へ委託することで、業務支援を行っています。令和 4 年度現在では、大安町の燃やすごみ及び燃やさないごみを除く全ての家庭系一般廃棄物の収集運搬を民間 業者へ委託しています。		
搬	ごみ集積箱の増築及び 修理	地域住民の増加等による集積箱の容量不足や集積箱の損傷 が発生した際に、集積箱の増築及び修理をしています。		
	資源ごみ標識及び 収集容器の支給	集積場に用意する資源ごみを収集するための回収ネット、 コンテナ及び分別標識等を支給しています。		

表3.2-2 ごみ処理に係る施策等(2)

		2 この処理に保る肥泉寺(2)
	燃やさないごみの資源化 及び減量化	燃やさないごみは、あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破砕選別処理し、鉄及びアルミは資源回収し、埋立ごみの減量化をしています。
	ビンの資源化	ビン(無色透明・茶色・その他)は、あじさいクリーンセンターのストックヤードで色別に保管し、再生事業者へ搬出しています。
	リターナブルビンの促進	お酒や醤油等の一升ビンやビールビン等のリターナブルビンは、購入した店舗に返却し、再利用を促進しています。
中間	プラスチック製容器包装 ごみ及びペットボトルの 資源化	プラスチック製容器包装ごみ及びペットボトルは、あじさ いクリーンセンターの圧縮梱包施設で処理し、再生事業者 へ搬出しています。
処理及	缶の資源化	アルミ缶は、社会福祉法人で圧縮処理し、スチール缶はあ じさいクリーンセンターの不燃物処理施設で圧縮処理し、 再生事業者へ搬出しています。
び再次	乾電池の資源化	乾電池は、粗大ごみ場で保管し、再生事業者へ搬出しています。
資源化	蛍光管・電球の資源化	蛍光管・電球は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場、藤原 粗大ごみ場で破砕処理し、再生事業者へ搬出しています。
15	古紙類及び古布類の 資源化	古紙類及び古布類は、粗大ごみ場で保管し、再生事業者へ 搬出しています。
	刈草・剪定枝の堆肥化	刈草・剪定枝は、再生事業者にて堆肥化しています。
	廃食用油のバイオディー ゼル燃料化	廃食用油は、再生事業者にてバイオディーゼル燃料化して います。
	パソコンリサイクル	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者と協定を締結 し、リサイクルを行っています。
	羽毛布団リサイクル	粗大ごみ場にて拠点回収された羽毛布団は、再生事業者へ 搬出しています。
最終	最終処分場の管理	浸出水及び地下水の水質検査を行い、適正な埋立管理を行っています。
処 分	焼却灰のセメント資源化	焼却灰は、再生事業者にてセメント資源化しています。
	不法投棄啓発看板の配布	希望する自治会に対して、年間 5 枚を上限として、啓発看板を配布します。
そ	野外焼却の禁止	廃棄物処理法により、処理基準を満たさない焼却炉でのご みの焼却が禁止されており、消防署と連携し、適正な処理 の指導及び広報をしています。
の他	環境パトロールによる不 法投棄の防止	市内全域を巡回して、不法投棄の防止及び早期発見に努め、不法投棄の多発箇所を中心にパトロールを強化しています。
他	浄化槽設置及び維持管理 の補助	計画処理区域外にて、「いなべ市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」による浄化槽の設置又は「いなべ市浄化槽維持管理費補助金交付要綱」による浄化槽の維持管理の費用を一部補助しています。

### 第2項 収集運搬の課題

本市では、平成 19 (2007) 年 4 月から分別区分を統一するとともに、プラスチック 製容器包装ごみや廃食用油の分別収集を市内全域で実施しており、燃やすごみ及びプラ スチック製容器包装ごみは、市の指定袋による収集を行っています。燃やさないごみは、 一部の町で行われていた指定袋収集を廃止し、資源ごみと同じ地区の指定場所へ出すこ とにしています。ごみ収集について、自治会未加入者による集積場へ搬入のごみ出しに 対する分別問題や不法投棄等の課題があるため、対応方法について検討する必要があり ます。

また、古紙類及び古布類は粗大ごみ場へ自己搬入としているほか、住民自ら市域に設置されている再生事業者拠点回収への搬入を案内しています。粗大ごみは、粗大ごみ場へ自己搬入としています。

本計画では無作為に抽出した 1,000 世帯を対象に、ごみ分別等に対する意識や取組についてのアンケート調査を実施しました。調査の結果、古紙類及び古布類もステーション収集による回収を望む意見が見受けられました。現在、高齢者支援として拠点回収までのごみ搬出の支援を特定非営利活動法人等が行っていますが、今後は搬出手段を持たない方や高齢者等への対応について、さらなる検討を行う必要があります。

#### 第3項 中間処理の課題

分別区分統一後(平成 19 (2007) 年 4 月以降)の本市におけるごみ処理体系は、北勢町、大安町、藤原町ではあじさいクリーンセンターへ、員弁町では桑名広域清掃事業組合の資源循環センターへ搬出していました。しかし、令和 3 (2021) 年 3 月 31 日を以て桑名広域清掃事業組合から脱退したことを受け、本市のごみは、全てあじさいクリーンセンターで処理することになり、焼却処理量が増加しています。

あじさいクリーンセンターは稼動後 29 年が経過しており、平成 24 (2012) 年度から 平成 25 (2013) 年度にかけて施設延命化工事を行っていますが、令和 9 (2027) 年度 を目標に更新時期を迎えるため、今後の施設について検討を行う必要があります。

また、粗大ごみは、解体及び分別し、資源回収や埋立ごみの減量化に努めております。 本市として再生利用促進の観点から、より一層分別促進を行うために、再生利用施設等の整備について検討を行う必要があります。

### 第4項 最終処分の課題

あじさいクリーンセンターの焼却施設で発生する焼却灰は、令和 2(2020) 年 2 月より再生事業者にて、セメント資源化しています。

本市の最終処分場は、大安一般廃棄物最終処分場(平成 11 (1999) 年埋立開始)及び藤原一般廃棄物最終処分場(昭和 59 (1984) 年埋立開始)で、不燃物の埋立処分を行っています。残余容量はそれぞれ大安一般廃棄物最終処分場:約 8,000m³、藤原一般廃棄物最終処分場:約 47,180m³ となっており、埋立容量については、確保できていますが、容量には限りがあるため、資源回収の促進及び埋立ごみの減量化を行う必要があります。

### 第5項 ごみ発生抑制及び減量化の課題

本市のごみ排出量は、前述の表 3.1-6 に示すように過去 5 年間では増加しており、家庭系一般廃棄物では平成 29 (2017) 年度の 562g/人・日に対して令和 3 (2021) 年度で 641g/人・日 (14.1%増) となっていますが、令和 2 (2020) 年度の全国平均 (649g/人・日) や三重県平均 (702g/人・日) より下回っています。(出典:環境省/一般廃棄物処理事業実態調査結果)

このように、本市の家庭系一般廃棄物排出量は全国平均等と比べると、少ないレベルではあるものの年々増加していることから、増加傾向に歯止めをかけるためのごみ排出抑制等を講じていく必要があります。

また、本市では、ごみ排出量における事業系一般廃棄物の占める割合が約 2 割(表 3.1-6 参照)となっています。そのため、事業系一般廃棄物の排出者である事業者に対して、ごみの減量化の指導等を行う必要があります。

#### 第6項 再生利用の課題

本市のリサイクル率は、前述の表 3.1-7 に示すように令和 3 (2021) 年度で 21.1%となっており、令和 2 (2020) 年度の全国平均 (20.0%) や三重県平均 (20.4%) を上回っていますが、「国が定める基本方針」のリサイクル率の目標値 (令和 2 (2020) 年度:約 27%)、三重県循環型社会形成推進計画の目標値 (令和 7 (2025) 年度:27.3%)を達成するためには、更なるリサイクルを促進する必要があります。

本市では、平成 19 (2007) 年度からプラスチック製容器包装ごみの分別収集を、市内全域で実施しております。また、古紙類及び古布類については、市域の再生事業者拠点回収への案内をしています。

アンケート調査結果では、リサイクルに関しての取組に、高い関心を示している方が 多く見受けられましたが、前項で示したごみ組成調査結果では、燃やすごみの中に約3 割の資源ごみが混入されており、資源回収を促進するために、市民への啓発を行う必要 があります。

#### 1 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、環境パトロールに取り組んでいます。市内全域を巡回して、 不法投棄の防止及び早期発見に努め、不法投棄の多発箇所を中心にパトロールを強化し ています。

土地、建物の所有者又は占有者の管理責任を明確にし、柵や看板の設置等自己管理の 徹底を促し、不法投棄対策の実施を呼びかけます。

また、希望する自治会に対して、年間5枚を上限として、啓発看板を配布します。

#### 2 不法投棄の通報

廃棄物処理法第5条第1項、同法同条第2項において、土地、建物の所有者又は占有者は、その所有、占有又は管理する土地の清潔を保つように努めるとともに、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報するように努めなければなりません。

### 3 不法投棄の通報を受けた場合の処理

市民や関係機関から不法投棄の通報があった場合には、関係機関の協力を得て、速やかに現地確認を行います。(関係機関とは、県環境部局、警察、当該不法投棄場所の管理者である道路管理者、河川管理者、港湾管理者、土地、建物の所有者又は占有者等をいう)ただし、土地、建物の所有者又は占有者からの通報の場合については、この限りではありません。

現地確認の結果、不法投棄であることが判明し、不法投棄されたものが、一般廃棄物に該当すると認められる場合は、土地、建物の所有者又は占有者に当該事案の処理を引き継ぎます。

現地確認の結果、不法投棄であることが判明し、不法投棄されたものが、産業廃棄物に該当すると認められる場合は、県と協議の上、当該事案の処理を県環境部局に引き継ぎます。

### 4 不法投棄ごみの処理

原則として、不法投棄された一般廃棄物の処理責任は、不法投棄を行った者にあり、 不法投棄を行った者が処理を行います。

不法投棄を行った者が明らかでない場合は、当該不法投棄物の所在する土地、建物の 所有者又は占有者が処理を行います。

本市は、前記の投棄者、土地、建物の所有者又は占有者に処理の方法等を指示及び指導を行います。

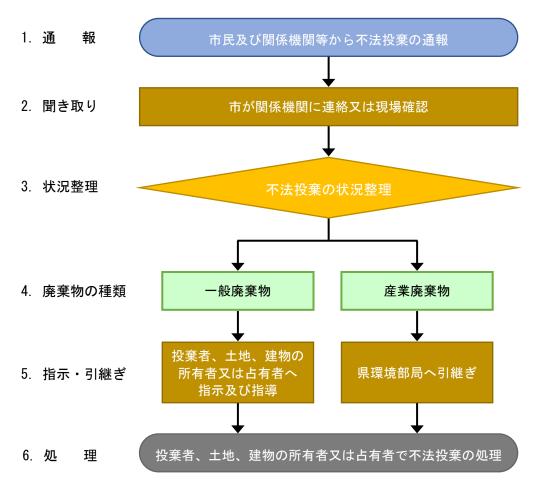


図 3.2-1 不法投棄処理のフローチャート

#### 1 適正処理困難物

「廃棄物処理法」第6条の3第1項では、適正処理困難物について、「環境大臣は、 市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしてその適正な処理が全国各地 で困難となっていると認められるものを指定することができる」とし、同条第2項では 市町村長は事業者に対して「処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を 求めることができる」としています。また、「いなべ市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例」第13条第1項では、「市長は、市内から発生する一般廃棄物のうちから、現に市 が処理を行っているものであって、市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照ら してその適正な処理が困難となっていると認められるものを指定することができる」と しています。

本市では、粗大ごみ場へ搬入できないものとして、事業所から出るものや産業廃棄物のほか、以下のものを適正処理困難物として定めており、購入先、販売店又は専門業者等に処理を依頼するよう指導しています。

本計画策定に合わせて実施したアンケート調査では、処理困難物の処理方法について 把握できていない住民も散見されたため、決められた処理ルートを守っていただけるよ う、より一層の周知を行う必要があります。

#### 適正処理困難物

- テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン、ノートパソコン、デスクトップパソコン
- 自動車・単車、自動車・単車の部品(バッテリー、タイヤ、ホイール)
- 畦シート、農機具類、農業用ビニール、苗床、農薬
- 〇 消火器、ガスボンベ、浄化槽、ピアノ、石膏ボード、スレート、廃油(灯油、オイル等)、塗料(シンナー、ペンキ等)、有害物質(PCB、石綿等)、動物、汚泥、外壁材(土壁、断熱材等)、耐火金庫

### 2 医療廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物には、感染性廃棄物(血液及び体液等が付着した もの)が含まれる場合があり、感染性廃棄物は、医療関係機関等自らの責任において適 正に処理しなければならないとされています。

また、在宅医療時にも感染性廃棄物が発生する場合があるため、今後も医療関係機関等において適正に処理するよう指導を行います。

### 3 ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用部品

PCB使用部品は「特別管理一般廃棄物」に指定されており処理基準が規定されています。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」において、保管事業者に対する PCB 廃棄物の保管及び処理等の届出の義務及び処分期間が定められています。

PCB 廃棄物は、PCB 濃度により高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物に分類され、それぞれ定められた処分期間までに処分しなければなりません。

高濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、令和 4 (2022) 年 3 月 31 日で終了しています。 低濃度 PCB 廃棄物の処分期間は、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日で終了します。

## 第1項 基本理念

「第2次いなべ市総合計画第2期基本計画」では、本市の基本理念(いきいき笑顔応援のまち)を実現するために、「安全で自然と調和した暮らしづくり」を目指しており、そのために「循環型社会形成の推進」を図るものとしています。

循環型社会とは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済活動や市民のライフスタイルが見直され、何よりもまず資源を効率的に利用してごみを出さないこと、出てしまったごみは資源として利用すること、どうしても利用できないごみは適正に処分するという考え方に基づき形成されるものです。

循環型社会を実現するためには、上記の考え方を社会経済の基本原則として定着させ 「持続的な発展」を指向する社会としていくことが必要です。そのため、廃棄物に対し ても、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考え方を改める必要があり、 次の考え方を実施していきます。

第一に、廃棄物の発生を抑制(Reduce:リデュース)

第二に、廃棄物を再使用(Reuse:リユース)

第三に、廃棄物を再生利用(Recycle:リサイクル)

第四に、熱回収

第五に、どうしても循環利用できない廃棄物を、適正に処分

上記の考え方を、いかにして進めていくかが緊急の課題であり、これらを進めることが循環型社会づくりの基礎となります。「循環型社会形成の推進」を図るために、本市では 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を推進するとともに本計画では、

「さらなる循環型社会を目指して」~未来につながる いなべ市~

を基本理念に掲げ、行政・市民・事業者が相互に役割を分担し、一体となって取り組んでいくものとします。

基本理念 「さらなる循環型社会を目指して」 ~未来につながる いなべ市~

### 第2項 基本方針

本市の令和3(2021)年度における家庭系一般廃棄物排出量641(g/人·日)は、現状において全国平均や三重県平均よりも少ない値となっています。また、平成19(2007)年度からプラスチック製容器包装ごみの分別収集を市内全域で実施していますが、現状のまま推移していくと、資源ごみの搬入量の目標値800t(令和7(2025)年度)を下回ることになるため、より一層の資源ごみの搬入量の増加を目指します。(出典:第2次いなべ市総合計画第2期基本計画)

このような状況を踏まえ、本市では循環型社会の実現に向け、行政・市民・事業者が 一体となって 3R の取組を推進するために、次の 4 つの基本方針を定めます。

## 基本方針① ごみ減量化の推進

- ・使い捨てプラスチックの使用を抑制し、ごみの発生を抑制します。
- 3010 (さんまるいちまる) 運動 (開始 30 分終了 10 分の間は食事をする) や 3 きり運動 (食べきり、使いきり、水きり) を推進し食品ロスを削減します。
- ・コンポストによる生ごみ堆肥化を推進します。

## 基本方針② 再生利用の推進

- ・再生事業者と協力し、拠点回収や回収品目等の収集サービスを向上します。
- アプリ、ハンドブックの多言語化を進め、居住する外国人への情報提供を 充実させます。
- ペットボトルの水平リサイクル(ボトル to ボトル)に取り組みます。

## 基本方針③ 適正な処理の推進

- プラスチック製容器包装ごみ以外のプラスチックごみの資源化の検討を行います。
- 処理施設及び最終処分場は、適正な維持管理及び処理を行います。
- ・適正処理困難物に対応します。
- ・ 災害廃棄物の適正な処理が行える施設を整備します。

### 基本方針④ 行政・市民・事業者の連携及び協力

・基本方針①~③の実施にあたり、行政・市民・事業者が相互に連携及び協力し、ごみの減量化や再生利用に努めます。

### 第3項 実施施策

基本理念を実現するため、基本方針を「1.減量化及び再生利用計画」、「2.収集運搬及び処理計画」、「3.その他計画」の3つの視点に大別し、本市で取り組む実施施策を定めました。

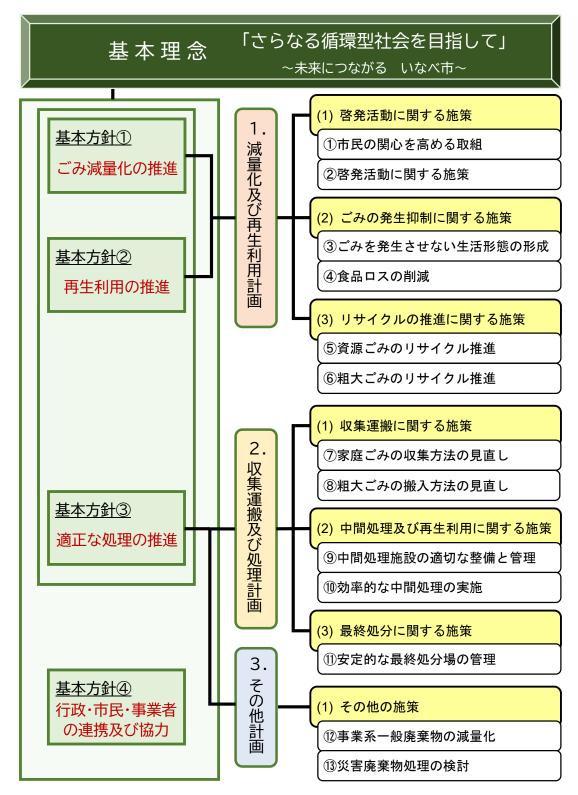


図3.3-1 ごみ処理施策体系図

平成 27 (2015) 年の国連サミットで「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択されました。この中では 17 のゴールと 169 のターゲットが掲げられていますが、廃棄物に直接関係する目標として、「12 つくる責任つかう責任」があります。この目標の中には、「12-3 捨てられる食料(一人当たりの量)を半分に減らす。」や「12-5 ごみが出ることを防いだり、減らしたり、リサイクル・リユースをして、ごみの発生する量を大きく減らす。」といったターゲットがあります。

このほかに廃棄物に関連する目標として、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」があります。

本市では令和 2(2020)年に『~グリーンインフラ商業施設「にぎわいの森」から、カジュアルな SDGs 推進を世界へ~』と題して、モデル事業の提案を行い「SDGs 未来都市」及び「自治体 SDGs モデル事業」に選定されました。「SDGs 未来都市」とは、内閣府が平成 30(2018)年より SDGs の達成に向けた取組を積極的に進める自治体を公募し、経済・社会・環境の三側面の統合的取り組みにより、新たな価値を創造する提案を行った自治体を認定する制度です。「SDGs 未来都市」に選定された自治体の中から優れた取り組みの提案を行った自治体が「自治体 SDGs モデル事業」に選定されます。「自治体 SDGs モデル事業」は、地方公共団体における SDGs への取り組みの中でも特に注力する事業であり、経済・社会・環境の 3 つの側面の総合的な取り組みであることが望まれます。

さらに、各自治体の環境・文化・課題に対応した独自モデルをつくる姿勢も求められることから、本計画においても SDGs との関連性を踏まえて、実施施策を取り決めました。



資料:国際連合広報センター

本計画の実施施策と SDGs の関連性を、表 3.3-1 に示します。 また、次項以降に実施施策の具体的内容を示します。

表3.3-1 実施施策と SDGs の関連性

	SDGsの目標	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
実施施策		Ų	- <b>Q</b> -	A⊞	CO	88
1. 減量化及び再生利用計画			<b>*</b>	<b>*</b>	•	•
(1) 啓発活動に関する施策						
① 市民の関心を高める取組				0		0
② 啓発活動に関する施策				0	0	0
(2) ごみの発生抑制に関する	施策					
③ ごみを発生させない生活	形態の形成			0		0
④ 食品ロスの削減			0		0	0
(3) リサイクルの推進に関す	る施策					
⑤ 資源ごみのリサイクル推	進		0		0	0
⑥ 粗大ごみのリサイクル推	進				0	0
2. 収集運搬及び処理計画		•		•	•	•
(1) 収集運搬に関する施策						
⑦ 家庭ごみの収集方法の見	直し				0	0
8 粗大ごみの搬入方法の見	直し				0	0
(2) 中間処理及び再生利用に	関する施策					
9 中間処理施設の適切な整	備と管理			0		0
⑩ 効率的な中間処理の実施	:			0		0
(3) 最終処分に関する施策						
① 安定的な最終処分場の管	理	0			0	0
3. その他計画				•	•	•
(1) その他の施策						
② 事業系一般廃棄物の減量	化				0	0
③ 災害廃棄物処理の検討				0	0	0

<sup>◆・・・</sup>各計画、施策 (1,2,3) の関連するSDGs ○・・・各実施施策 (①~⑬) の関連するSDGs

## 1 減量化及び再生利用計画

基本方針①「ごみ減量化の推進」、基本方針②「再生利用の推進」を実現するために、 啓発活動を中心にごみの発生抑制や資源化に取り組みます。

## (1) 啓発活動に関する施策

市民の関心を高めるために、イベントの実施や環境学習、ごみ分別アプリを用いた啓 発活動を行っていきます。

## ①市民の関心を高める取組

	施策	内 容
a.	イベント等での啓発活 動の実施	各種イベントに参加し、ごみの減量化やリサイクルについて 啓発を行います。
b.	ごみ処理施設の見学と 環境学習	ごみ処理施設において、市内の小学生や団体の見学を受け入 れるとともに、公民館等において、出前講座を実施します。
C.	ごみ全般に関する意識 調査の実施	ごみ全般に関する意識調査 (アンケート) を行い、市民から の要望や質問を収集します。
	SDGs との関連	11 世本県17られる まちづくりを 17 パートナーシップで 日本 日本 日

## ②啓発活動に関する施策

	施 策	内 容		
a.	ごみ分別アプリの活用	定期的なごみ分別辞典の更新やごみに関するお知らせ等を行い、ごみ分別アプリの利便性や普及率を高めていきます。		
b.	公共施設等でのごみ処 理情報の掲示	各支所や体育施設等の掲示板を利用し、ごみの分別方法やご みに関するデータ(処理量、処理費及びごみの行く先等)の 掲示を行います。		
C.	外国語のごみ分別啓発	外国人の人口が増加傾向にあるため、ごみ分別アプリやハン ドブック等の多言語化を行い、ごみ分別意識を高めていきま す。		
	SDGs との関連	11 住み続けられる 2 つくら責任 つかう常任 17 HRを達成しよう 11 仕入機 11 日本 11		

## (2) ごみの発生抑制に関する施策

3R(リデュース・リユース・リサイクル)を促進し、日常生活におけるごみの減量 化を行っていきます。

## ③ごみを発生させない生活形態の形成

	施 策	内 容
a.	使い捨てプラスチック の使用抑制	使い捨てプラスチックの使用を抑制することで、ごみ発生を 抑制します。
b.	補助金制度の見直し	コンポストの購入補助回数の増加等について、見直しを行い ます。
C.	リサイクルショップ等 の活用	リサイクルショップやフリマアプリ等の利用を促進し、ごみ として処分するのではなく、物として再利用してもらうよう に啓発を行います。
	SDGs との関連	11 世界限がある まちうくりを

## ④食品ロスの削減

	施策	内 容
a.	食品ロスの削減	食品ロスの削減に向けて、3010(さんまるいちまる)運動 (開始30分終了10分の間は食事をする)や3きり運動(食 べきり、使いきり、水きり)等の啓発を行います。
b.	ごみの発生を抑制する 調理方法の情報提供	ごみとして出さないような野菜の切り方等の調理方法につい て周知します。また、他課と連携し講習会等を実施します。
C.	学校給食の残飯の減量 化及び堆肥化	学校給食の食べ残し削減を図るため学校でのポスター掲示を行うとともに、給食の残飯の堆肥化を検討します。
	SDGs との関連	7 エネルギーをあんなに 12 つくる責任 17 パートナーシップで 日常を達成しよう (日本を達成しよう) (日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## (3) リサイクルの推進に関する施策

家庭系一般廃棄物から排出される資源ごみ及び粗大ごみのリサイクルを推進します。

## ⑤資源ごみのリサイクル推進

	施策	内 容
a.	廃食用油のバイオディ ーゼル燃料化	収集した廃食用油は、再生事業者によりバイオディーゼル燃 料化していきます。
b.	ペットボトルの水平リ サイクルの実施	使用済みペットボトルを原料とし、再度ペットボトルにする (ボトル to ボトル)に取り組みます。
C.	雑紙のリサイクル	雑紙と呼ばれる包装紙や紙袋等について、リサイクルの啓発 を行い資源化していきます。
	SDGs との関連	7 まればーをきんなに 12 つくる責任 17 パートゲーシップで つかり責任

## ⑥粗大ごみのリサイクル推進

	<u> </u>			
	施策	内 容		
a.	羽毛布団の再利用	使用済み羽毛布団は、再生事業者により羽毛として再利用を 行います。		
b.	金属及び被覆銅線の資 源化	粗大ごみを解体及び分別し、金属や被覆銅線は、再生事業者 により資源化を行います。		
C.	自転車の再利用	粗大ごみとして自己搬入された自転車は、再生事業者により 自転車として再利用を行います。		
	SDGs との関連	12 つくら責任 つかり責任 ( )		

## 2 収集運搬及び処理計画

基本方針③「適正な処理の推進」を行うために、収集運搬、中間処理や最終処分の各段階で施策を展開します。

## (1) 収集運搬に関する施策

収集品目の拡大やごみ出し困難者への対応等の家庭系一般廃棄物の収集及び搬入方法 の見直しを行います。

## ⑦家庭ごみの収集方法の見直し

	施策	内 容
a.	ごみ集積場の管理	人口増減に係る集積場容量について、自治会や収集業者等 と相互に情報共有し、適正な管理を行います。
b.	プラスチック製品の収集	「プラスチック資源循環法」の施行に伴い、プラスチック 製容器包装ごみ以外のプラスチックごみの収集及び資源化 等の検討を行います。
C.	高齢者等の個別収集	家庭ごみのごみ出し困難者への対応として、個別収集等に ついて検討を行います。
	SDGs との関連	12 つくら責任 つかう責任 (17 ) IR(を達成しよう

# ⑧粗大ごみの搬入方法の見直し

	(単元/この)がたが、大学の (100mm) (100m		
施策		内 容	
a.	粗大ごみの個別収集	粗大ごみのごみ出し困難者への対応として、個別収集等について検討を行います。	
b.	粗大ごみ品目別の搬入	効率的な資源回収や職員の作業効率を高めるために、剪定枝 やがれき類別に、粗大ごみの搬入先を分けることを検討しま す。	
C.	粗大ごみ品目の拡大	効率的な資源回収や処理能力を高めるために、粗大ごみの品 目を細分化し対象とする品目を拡大することによる費用対効 果を勘案し、その導入の検討を行います。	
	SDGs との関連	12 つくら責任 つかり責任 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	

## (2) 中間処理及び再生利用に関する施策

中間処理施設の適正な整備及び管理により、効率的に中間処理を実施します。

## ⑨中間処理施設の適切な整備と管理

	施 策	内 容
a.	ごみ処理施設の定期点 検	施設の老朽化に伴い、処理能力が低下しているため適正な定 期点検を行い、施設の維持管理を図ります。
b.	安全講習の実施	事故や災害発生時に適切な対応を行うため、安全講習を行い ます。
c.	リサイクルセンターの 検討	剪定枝等を処理するために必要な施設整備の検討を行います。
	SDGs との関連	11 住みほけられる まちづくりを

## ⑩効率的な中間処理の実施

施策		内 容
a.	職員の人員確保	中間処理を滞らせないために、適切な人員の確保や配置を行います。
b.	職員の人材育成	安全講習や作業講習会に職員を積極的に参加させ、人材育成 を図ります。
C.	分別収集品目及び資源 化品目の拡大	新たな分別収集品目や資源化品目に関して、他市町村事例や 再生事業者が発する情報等について調査を行い、本市におけ る費用対効果を勘案し、その導入について検討を行います。
	SDGs との関連	11 住み続けられる 17 パートナーシップで 日本を達成しよう 17 日本を達成しよう

## (3) 最終処分に関する施策

埋立ごみの見直し、最終処分場の敷地整備工事や水質検査等を行い、適正な維持管理を行います。

## ①安定的な最終処分場の管理

	施 策	内 容
a.	がれき類の資源化	がれき類は埋立処分としていますが、再生事業者にてセメン ト資源化を行い、埋立容量の確保を行います。
b.	最終処分場の敷地整備 工事等	堰堤工事による適正な最終処分場の管理や埋立ごみを重機等 にて破砕し、体積を減少させ、埋立容量の確保を図ります。
C.	最終処分場の管理	浸出水や地下水の水質検査を行い、適正な維持管理を行います。
	SDGs との関連	6 要金な水とトイレ を世界中に

# 3 その他計画

事業系一般廃棄物及び災害廃棄物について、以下の施策を実施します。

# (1) その他の施策

# 12事業系一般廃棄物の減量化

	施策	内 容
a.	展開検査	あじさいクリーンセンターに搬入を行うごみ収集車に、産業 廃棄物等の不適切なごみが混入しないよう検査を行います。
b.	事業者との情報交換会 の実施	事業者との意見交換会を実施し、ごみの減量化や適切な分別 方法について説明及び指導を行います。
C.	事業者への聞き取り	あじさいクリーンセンター以外でのごみ処理について、適切 に行っているか事業者へ聞き取りを行います。
	SDGs との関連	12 つくる責任 つか分享任 (

# ③災害廃棄物処理の検討

	施策	内 容
a.	災害廃棄物処理計画の 見直し	近年、水害等が頻発する中で、本市の最新の状況に合わせた 災害廃棄物処理計画の見直しを行います。
b.	仮置場の選定	災害廃棄物を処理するにあたり、土地管理者と事前協議を行い、発災時に対する初期対応の円滑化を検討します。また、藤原粗大ごみ場隣接地を仮置き場として利用できるように、 整地等の整備を行います。
C.	災害時の相互援助協力	災害時におけるごみの収集運搬及び処理に関して、業者及び 隣接市町村との相互援助協力について検討を行います。
	SDGs との関連	11 位を保护される まちつくりを 12 つくら責任 17 パートナーシップで 日常を達成しよう (日本) 11 日本 (日本)

## 第4項 その他施策

前述までの実施施策に加えて、以下の施策についても積極的に取り組んでいきます。

## 1 自治会未加入者のごみ収集

本市では、自治会と連携し、ごみ集積場の管理及びごみ分別の指導を行っております。 自治会未加入者へのごみ収集は、自治会と協議の上、集積場の利用又はあじさいクリーンセンターや粗大ごみ場への案内を行っています。

#### 2 新規集積場の設置

本市では、家庭系一般廃棄物収集運搬委託契約による費用面や集積場増加による自治会管理の負担等を理由に、新規集積場の設置を行っておりません。しかし、新たな住宅地の開発の際に、既存の集積場を利用することが困難な場合は、次の条件を満たす場合につき、集積場の設置を行います。ただし、リサイクル集積場との併設は行いません。

(新たな自治会が設立した場合は除く。)

- ①市が必要と判断したとき。
- ②集積場は、自治会が管理を行うこと。
- ③集積場は、収集運搬を容易に行うことが可能な場所であること。

#### 3 自治会によるごみ処理依頼

自治会がごみ処理依頼を行う際は、自治会要望書を提出し、本市のごみの出し方に合わせて、市と協議を行います。

#### 4 粗大ごみ場の利用条件

粗大ごみ場の利用は、家庭系一般廃棄物(粗大ごみ扱いのものに限る。)を対象としており、事業活動に伴って生じたごみを搬入することはできません。

#### 5 宅地外のごみ処理

本市では、宅地の定義について「市民が居住する建物の敷地及びその維持若しくは効果を果たすために必要な土地」と定めています。そのため、宅地外の畑や山で発生したごみについては、あじさいクリーンセンターにて有料処理又は民間業者への処理依頼等を行います。

### 6 多量ごみ等の処理

あじさいクリーンセンターや粗大ごみ場へ多量なごみ等の搬入を行われる場合は、現場確認を行い分別の説明や指導等を行います。また、処理施設搬入後に産業廃棄物等の受入対象外と判明したごみは、適正な処理について指導及び是正を搬入者へ行います。

#### 7 災害廃棄物の処理

火事等における災害廃棄物については、事業活動に伴わないため、一般廃棄物にあたります。り災者はり災証明書を提出後、り災者及び処理業者等と現場確認及び協議を行います。その後、り災現場確認書を発行し、あじさいクリーンセンターや粗大ごみ場にて処理を行います。半焼等で、解体工事に伴う部分の廃棄物は、産業廃棄物となります。

## 第1項 第1次計画と関連計画(国及び三重県)の目標値と現状の比較

#### 1 基準値

現状の実績については、新型コロナウイルス感染症の影響により、近年のごみ排出量の変動が著しいため、過去5年間の平均実績を基準値としています。

## 2 第1次計画の目標値と現状の比較

第 1 次計画の目標値と現状の比較を、表 3.4-1 に示します。ごみ排出量及び最終処分量の目標値は達成している状況ですが、リサイクル率は未達成となっています。

区 分	ごみ排出量	リサイクル率	最終処分量
現 状(基準値)	778g/人・日	25.2%	109t
第1次計画の目標値 (令和4年度)	1,000g/人•日	41.4%	1,465t
達成状況	達成	未達成	達成

表3.4-1 第1次計画の目標値と現状の比較

#### 3 関連計画の目標値と現状の比較

関連計画(国及び三重県)の目標値と現状の比較を表 3.4-2 及び表 3.4-3 に示します。 ごみ排出量は、第四次循環型社会形成推進基本計画及び三重県循環型社会形成推進計 画の目標を達成しています。リサイクル率は、国が定める基本方針、三重県循環型社会 形成推進計画及びごみゼロ社会実現プランの目標を未達成となります。最終処分量は、 ごみゼロ社会実現プランの目標を未達成となります。なお、三重県循環型社会形成推進 計画の目標については、三重県内全ての最終処分された量のため比較を行っていません。

区 分	ごみ排出量	リサイクル率	最終処分量					
現 状(基準値)	778g/人・日	25.2%	109t					
国が定める基本方針 ( 令 和 2 年 度 )	_	約 27%	_					
達 成 状 況	_	未達成	_					
第四次循環型 社会形成推進基本計画 (令和7年度)	850g/人・日	ı	_					
達 成 状 況	達成	_	_					

表3.4-2 国の目標値と現状の比較

区分	ごみ排出量	リサイクル率	最終処分量
現 状(基準値)	778g/人・日	25.2%	109t
三 重 県 循 環 型 社会形成推進計画 (令和 7 年度)	902g/人・日	27.3%	三重県内でのごみ排出の うち最終処分された量 10,000t
達 成 状 況	達成	未達成	_
ごみゼロ社会実現プラン ( 令 和 7 年 度 )	-	50.0%	三重県内総ごみ排出のう ち最終処分された量 Ot
達成状況	_	未達成	未達成

表3.4-3 三重県の目標値と現状の比較

#### 第2項 ごみ排出量及び処理量の予測

## 1 人口の将来予測

第 2 章で前述したように、本市の人口は減少傾向にあり中間目標年度である令和 9 (2027) 年度には 43,467 人、計画目標年度である令和 14 (2032) 年度には 42,135 人となる見込みです。

#### 2 家庭系一般廃棄物の予測条件

過去5年間の家庭系一般廃棄物の排出実績を基に、1人1日当たりの排出量(g/人·日) (以下、「原単位」という。)を品目別に予測しました。

家庭系一般廃棄物の原単位予測結果を、表 3.4-4 に示します。

施策を実施しなければ、現状のごみ排出状況が続くこととなり、計画目標年度である令和 14 (2032) 年度の燃やすごみの原単位は 450.4g/人・日、プラスチック製容器包装ごみは 15.8g/人・日、ペットボトルは 3.5g/人・日、古紙類は 2.7g/人・日、古布類は、0.9g/人・日となります。

前述のごみ組成調査により、燃やすごみ袋に資源物が多く混入していることが分かっています。燃やすごみのうち、生ごみ類 24.9%中の 12%を排出抑制、適正分別が行われていないプラスチック製容器包装ごみ 14.3%中の 7%を、ペットボトル 1.3%中の 1%を、古紙類 9.2%中の 3%を、古布類 7.6%中の 3%を資源ごみにフレーム移動(誤って分別されたごみを、適正な分別区分として処理を行うこと)するものとします。

また、燃やさないごみ及び粗大ごみの原単位は、物として再利用やリサイクルショップ等の活用により、10%を排出抑制するものとします。

前節に示した実施施策を確実に実行すると、上記での予測条件により、計画目標年度である令和 14 (2032) 年度の燃やすごみの原単位は 333.3g/人・日、プラスチック製容器包装ごみは 47.8g/人・日、ペットボトルは 8.0g/人・日、古紙類は 17.1g/人・日、古布類は 14.4g/人・日となります。

表3.4-4 家庭系一般廃棄物の原単位予測結果

単位:g/人・日

								+=:9//		
	項目	排出抑制	フレーム移動	基準値	予測値		目標値			
	-X L	191 141 141	(資源化率)	# T III	令和9年度	令和14年度	令和9年度	令和14年度		
燃	やすごみ	生ごみ12%↓	プラスチック製容器包装ごみ7%↓ ペットボトル1%↓ 古紙類3%↓ 古布類3%↓	437.9	447.8	450.4	353.8	333.3		
燃	やさないごみ	10%↓		11.4	11.4	11.4	10.8	10.3		
	プラスチック製 容器包装ごみ	_	7%↑	16.2	15.8	15.8	47.6	47.8		
	ペットボトル — 1%↑ ビ ン — —		1%↑	3.5	3.5	3.5	8.0	8.0		
			_	11.2	10.6	10.6	11.2	11.2		
	缶	缶 — —		3.9	3.8	3.8	3.9	3.9		
資源ごみ	紙パック	_	_	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		
ごみ	廃 食 用 油	_	_	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		
	乾 電 池	_	_	0.7	0.6	0.6	0.7	0.7		
	蛍光管・電球	ı	_	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3		
	古 紙 類	_	3%↑	3.6	2.7	2.7	17.1	17.1		
	古 布 類	-	3%↑	0.9	0.9	0.9	14.4	14.4		
粗	大 ご み	10%↓	_	106.2	90.0	90.0	85.5	81.0		

#### 3 ごみ排出量及び処理量の目標値

## (1) ごみ排出量

ごみ排出量の予測結果を、図3.4-1に示します。

ごみ排出量の原単位は、基準値の 778g/人·日に対して、令和 9 (2027) 年度で 5.7% 減の 734g/人·日、令和 14 (2032) 年度で 9.4%減の 705g/人·日となります。

市民や事業者への啓発や指導等を通じ、使い捨てプラスチックの使用抑制や食品ロスをはじめとした生ごみの減量化等の施策を効果的に推進していくことで、原単位の削減に取り組んでいきます。

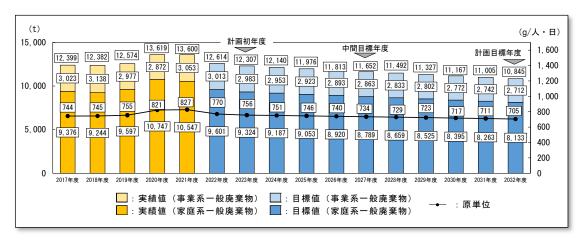


図3.4-1 ごみ排出量の予測結果

## (2) 総資源化量及びリサイクル率

総資源化量及びリサイクル率の予測結果を、図3.4-2に示します。

リサイクル率は、基準値の 25.2%に対して、令和 9(2027) 年度で 28.1%、令和 14(2032) 年度で 28.6%となります。

ごみ排出量の減量やプラスチック製容器包装ごみ、ペットボトル、古紙類及び古布類 等の燃やすごみの中の資源ごみを適正分別し、リサイクル率の向上を図ります。

また、粗大ごみの分別によって、資源化を推進させます。

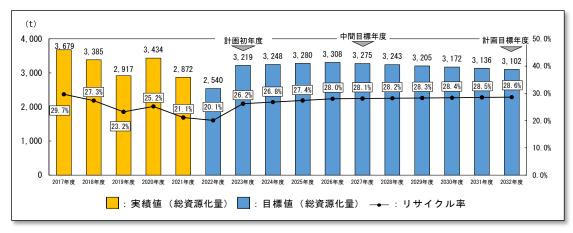


図3.4-2 総資源化量及びリサイクル率の予測結果

# (3) 最終処分量

最終処分量の予測結果を、図 3.4-3 に示します。

最終処分量は、基準値の 109t に対して、令和 9(2027) 年度で 9.2%減の 99t、令和 14(2032) 年度で 16.5%減の 91t となります。

埋立ごみの減量化により、最終処分量の削減を図ります。

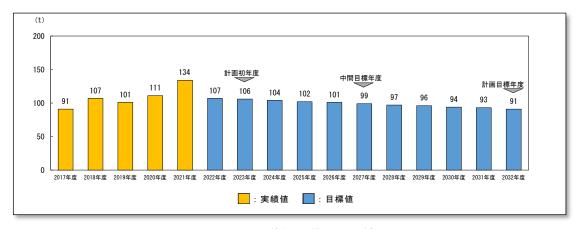


図3.4-3 最終処分量の予測結果

## 1 ごみ排出量

ごみ排出量の目標値を、表 3.4-5 に示します。

施策を実施し、ごみの排出抑制や適正分別による資源化を推進していくことにより、燃やすごみの排出量は基準値に対して、令和 14 (2032) 年度で 29.5%減、プラスチック製容器包装ごみは 172.9%増、ペットボトルは 110.2%増、古紙類は 340.0%増、古布類は 1380.0%増となります。

表3.4-5 ごみ排出量の目標値

単位:t

	_	年 度	+ #  +		目標値		増減率(基準値)			
区分			基準値	令和7年度	令和9年度	令和14年度	令和7年度	令和9年度	令和14年度	
人口 (人)			45,474	44,000	43,467	42,135	-3.2%	-4.4%	-7.3%	
	燃	や す ご み	7,268	5,879	5,613	5,126	-19.1%	-22.8%	-29.5%	
	燃	やさないごみ	190	178	172	158	-6.3%	-9.5%	-16.8%	
		プラスチック製 容 器 包 装 ご み	269	691	755	734	156.9%	180.7%	172.9%	
		ペットボトル	59	129	127	124	118.6%	115.3%	110.2%	
		ビン	185	179	177	172	-3.2%	-4.3%	-7.0%	
家		缶	65	63	62	60	-3.1%	-4.6%	-7.7%	
家 庭 系	資 源	紙パック	6	6	6	5	0.0%	0.0%	-16.7%	
一般	ご	廃 食 用 油	6	6	6	6	0.0%	0.0%	0.0%	
廃	み	乾 電 池	12	12	12	11	0.0%	0.0%	-8.3%	
棄 物		蛍 光 管 · 電 球	5	5	5	5	0.0%	0.0%	0.0%	
		古 紙 類	60	273	271	264	355.0%	351.7%	340.0%	
		古 布 類	15	230	228	222	1433.3%	1420.0%	1380.0%	
		計	682	1,594	1,649	1,603	133.7%	141.8%	135.0%	
	粗	大 ご み	1,763	1,402	1,355	1,246	-20.5%	-23.1%	-29.3%	
	合	計	9,903	9,053	8,789	8,133	-8.6%	-11.3%	-17.9%	
		g/人·日	597	564	554	529	-5.5%	-7.2%	-11.4%	
	燃	やすごみ	3,008	2,918	2,858	2,707	-3.0%	-5.0%	-10.0%	
	燃	やさないごみ	3	3	3	3	0.0%	0.0%	0.0%	
事業系 一般廃棄物	粗	大 ご み	2	2	2	2	0.0%	0.0%	0.0%	
	合	計	3,013	2,923	2,863	2,712	-3.0%	-5.0%	-10.0%	
		t/日	8	8	8	7	0.0%	0.0%	-12.5%	
	燃	やすごみ	10,276	8,797	8,471	7,833	-14.4%	-17.6%	-23.8%	
ť	燃	やさないごみ	193	181	175	161	-6.2%	-9.3%	-16.6%	
み 排	資	源 ご み	682	1,594	1,649	1,603	133.7%	141.8%	135.0%	
出	粗	大 ご み	1,765	1,404	1,357	1,248	-20.5%	-23.1%	-29.3%	
量	合	計	12,916	11,976	11,652	10,845	-7.3%	-9.8%	-16.0%	
		g/人·日	778	746	734	705	-4.1%	-5.7%	-9.4%	

## 2 ごみ処理量

ごみ処理量の目標値を、表 3.4-6 に示します。

施策を実施し、ごみの排出抑制、適正分別による資源化を推進していくことにより、 焼却処理量は基準値に対して、令和 14(2032)年度で 23.5%減、総資源化量は 4.8%減、 最終処分量は 16.5%減となります。

表3.4-6 ごみ処理量の目標値

単位: t

	年 度		ŧ	基準値	目標値			増減率(基準値)		
区分			_	<b>举华</b> 胆	令和7年度	令和9年度	令和14年度	令和7年度	令和9年度	令和14年度
	燃	やすご	み	11,002	9,456	9,108	8,419	-14.1%	-17.2%	-23.5%
ごみ	燃や	さないご	み	109	102	99	91	-6.4%	-9.2%	-16.5%
処 理 量	資	源 ご	み	1,805	2,418	2,445	2,335	34.0%	35.5%	29.4%
<u> </u>	合		計	12,916	11,976	11,652	10,845	-7.3%	-9.8%	-16.0%
	焼	却 処 理	量	11,002	9,456	9,108	8,419	-14.1%	-17.2%	-23.5%
	総	資 源 化	量	3,257	3,280	3,275	3,102	0.7%	0.6%	-4.8%
ごみ		内再生利用	量	1,805	2,418	2,445	2,335	34.0%	35.5%	29.4%
処 理		内 焼 却 残	渣	1,452	862	830	767	-40.6%	-42.8%	-47.2%
別 量	IJ Ħ	ナイクル	率	25.2%	27.4%	28.1%	28.6%	8.7%	11.5%	13.5%
	最	終 処 分	量	109	102	99	91	-6.4%	-9.2%	-16.5%
	合	•	計	12,916	11,976	11,652	10,845	-7.3%	-9.8%	-16.0%

#### 1 収集運搬の目標

ごみ排出方法の徹底による効率的な分別収集を実施するとともに、リサイクルや中間処理に適した合理的な収集運搬体制を確立していくものとします。また、収集運搬時の環境負荷の低減も考慮した車両の切り替えを検討するとともに、収集作業の安全と事故防止の徹底を図るものとします。

#### 2 収集運搬の方策

## (1) 分別排出の徹底

ごみ組成調査で把握された不適切な処理品目(プラスチック製容器包装ごみ、古紙類及び古布類等)や食品ロス(手つかず・調理くず・食べ残し)については、適正分別を徹底し、減量化を推進していきます。プラスチック製容器包装ごみは、異物が混入しないよう適正な分別排出の指導を徹底していきます。

また、古紙類及び古布類については、再生事業者と協力し、拠点回収の拡大(自治会単位等)による分別排出の促進を図るものとします。

### (2) 粗大ごみの収集

粗大ごみは、従来から自己搬入(無料)としていますが、搬入手段等を持たない世帯への対応として、粗大ごみの収集を検討します。

### (3) 有料化の検討

あじさいクリーンセンターへの自己搬入は、現在無料としていますが、ごみの減量化等を目的とした有料化制度の導入も検討を行うものとします。

## (4) 収集運搬体制の整備

最適な配車計画や業務管理のシステム化を進めることにより、収集運搬体制の効率化を図っていくものとし、更なる高齢化社会に対応したサービスの提供を検討します。

また、現在行っている集積箱の修繕及び増築や集積場の分別標識の支給は継続して行っていくものとします。

収集運搬車両は、低公害車への転換を検討するとともに、収集作業の安全と事故防止 の徹底を図るものとします。

## (5) 事業系一般廃棄物の収集

事業系一般廃棄物は、事業者による自己搬入又は本市の許可業者による収集運搬としていますが、他市町のごみが搬入されないよう許可業者の選定及び指導を行うとともに、処理手数料については近隣市町の状況を見ながら、改定していくものとします。事業系一般廃棄物の中に、産業廃棄物等が混入される場合もあるため、展開検査等により適正な処理を、事業者及び許可業者へ指導していきます。

## 3 収集運搬の方法

計画期間における、家庭系一般廃棄物の収集運搬の方法を、表 3.4-7 に示します。 当面は、現状のステーション収集又は自己搬入による収集運搬方法を維持していくものとしますが、今後の排出状況に応じて適宜見直していくものとします。また、自治会 未加入者へのごみ収集は、自治会と協議の上、集積場の利用又はあじさいクリーンセンターや粗大ごみ場への案内を行います。

表3.4-7 家庭系一般廃棄物の収集運搬の方法

	分別区分		ステーション方式			自己搬入		
		万别区:	<i>ח</i>	収集回数	収 集	場所	収集回数	収集場所
		燃やす	ナごみ	週2回	集	積場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
	燃や ご	金物類 a か 類 ガラス・ 陶磁器類		月1回	集	積場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
			スチック製 包装ごみ	週1回	集	積場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		~ ,	ノトボトル	月2回	集	積場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
家庭系一	庭	ビン	無色透明 茶 色 そ の 他	月2回	集	積場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
般廃棄	資 源	缶	アルミ缶 スチール缶	月2回	集	積 場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
物	ごみ	紙	パック	月2回	集	積場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		廃	食 用 油	月2回	集	積 場	随時	あじさいクリーンセンター
		乾	電池	年3回	集粗大	積 場 ごみ場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		蛍爿	<b>七管・電球</b>	年3回		積 場 ごみ場	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		古	紙 類	_	-	_	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		古	布 類	_	-	_	随時	あじさいクリーンセンター 粗大ごみ場
		粗大	ごみ	_	-	_	随時	粗大ごみ場

備考:自己搬入における収集回数については、収集場所の利用可能日に限ります。

## 第5項 中間処理の計画

#### 1 中間処理の目標

排出されたごみは、本市の中間処理施設にて、減量化や資源化を行い、最終処分場への負担軽減の為、資源の有効活用を行うものとします。

また、中間処理施設においては、環境保全等に十分配慮した処理を行うとともに、熱エネルギーの有効利用等を推進していくものとします。

また、今後のごみ処理施設整備計画については、あじさいクリーンセンターの焼却処理量を適切に予測し把握した後に、計画を進めていくものとします。

### 2 中間処理の方策

## (1) あじさいクリーンセンターの適正な維持管理

あじさいクリーンセンター(焼却施設、不燃物処理施設、プラスチック圧縮梱包施設 及びペットボトル圧縮梱包施設)については、適正な維持管理を行うとともに、環境保 全に配慮した運転管理を行っていきます。

また、平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013) 年度にかけて施設延命化工事を行っておりますが、令和 9 (2027) 年度を目標に更新時期を迎えるため、今後の処理施設について検討を行う必要があります。

## (2) 粗大ごみリサイクル施設の整備

粗大ごみは、解体及び分別し、資源回収や埋立処分量の減量に努めていくものとします。

#### (3) バイオマス事業拡大の検討

現在、本市では廃食用油のバイオディーゼル燃料化や刈草・剪定枝の堆肥化を実施していますが、今後は、生ごみを堆肥化及び燃料化(バイオ燃料化)事業の導入に向けた検討を進めていきます。

### (4) 新たな資源化事業の検討

ごみの中には、靴やかばん等の革製品をはじめとして資源化可能な品目も含まれており、さらなる取り組みを推進していくことで、資源化を進めていくことができます。新たな資源ごみ等の品目について、分別品目の見直し等の検討を進めていきます。

# 3 中間処理の方法

表 3.4-8 に示すように、当面は現状の中間処理体制を維持していくこととし、今後のごみ排出状況や施設の運転状況に応じて見直していくものとします。

表3.4-8 中間処理の方法

	衣5.4-0 中間起程の方法
ごみの種類	処 理 方 法
燃やすごみ	あじさいクリーンセンターの焼却施設で処理し、焼却灰は再生事業者に て、セメント資源化しています。
燃やさないごみ	あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で破砕選別処理し、可燃物 は焼却処理、鉄・アルミは資源回収、不燃物は埋立処分しています。
プラスチック製容器 包装 ごみ	あじさいクリーンセンターのプラスチック圧縮梱包施設で処理し、再生 事業者へ搬出しています。
ペットボトル	あじさいクリーンセンターのペットボトル圧縮梱包施設で処理し、再生 事業者へ搬出しています。
ビン	あじさいクリーンセンターのストックヤードで保管し、再生事業者へ搬出しています。
缶	アルミ缶は社会福祉法人で、スチール缶はあじさいクリーンセンターの 不燃物処理施設で、圧縮処理が行われた後に、ストックヤードで保管 し、再生事業者へ搬出しています。
紙パック	あじさいクリーンセンターのストックヤードで保管し、再生事業者へ搬出しています。
廃 食 用 油	あじさいクリーンセンターのストックヤードで保管し、再生事業者に て、燃料化しています。
乾 電 池	乾電池は、粗大ごみ場で保管し、再生事業者へ搬出しています。
蛍光管・電球	蛍光管・電球は、北勢粗大ごみ場、大安粗大ごみ場、藤原粗大ごみ場で 破砕処理し、再生事業者へ搬出しています。
古 紙 類	粗大ごみ場へ自己搬入された古紙類は、粗大ごみ場で保管し、再生事業 者へ搬出しています。また、市内全域の再生事業者拠点回収への案内も 行っています。
古 布 類	粗大ごみ場へ自己搬入された古布類は、粗大ごみ場で保管し、再生事業 者へ搬出しています。また、市内全域の再生事業者拠点回収への案内も 行っています。
金属	粗大ごみのうち、解体及び分別した金属は、再生事業者へ搬出しています。
小 型 家 電	粗大ごみ場へ自己搬入された小型家電は、再生事業者へ搬出していま す。
刈草・剪定枝	粗大ごみ場へ自己搬入された刈草・剪定枝は、再生事業者にて、堆肥化 しています。
木 材 · 木 質 廃 棄 物	粗大ごみのうち、解体及び分別した木材・木質廃棄物は、再生事業者に て、チップ化しています。
プラスチック等	粗大ごみのうち、解体及び分別したプラスチック等は、再生事業者に て、燃料化しています。

## 4 処理施設及びその整備計画の概要

あじさいクリーンセンター(可燃物処理施設及び不燃物処理施設)の更新は、施設の 精密機能検査等の結果も踏まえた上で検討していくものとします。

また、施設の更新にあたっては、リサイクルや環境保全に十分配慮した施設計画とします。なお、処理施設の整備規模を試算すると、以下のとおりとなります。

整備規模二計画年間日平均処理量÷実稼動率

実稼動率: 0.67((365 日-120 日) / 365 日)

休止日:120 日(土·日曜日 104 日十年末年始 4 日十施設点検補修 12 日)

計画年間日平均処理量は、令和 14 年(2032)度の目標値より、可燃物処理量(燃やすごみ処理量)が23.1t/日(8,419t/年÷365日)、不燃物処理量(燃やさないごみ量)が0.4t/日(161t/年÷365日)とすると、各施設の整備規模は以下のとおりになります。

可燃物処理施設整備規模:23.1t/日÷0.67=34.5t/日≒35t/日

不燃物処理施設整備規模:0.4t/日÷0.67=0.6t/日≒1t/日

## 第6項 最終処分の計画

#### 1 最終処分の目標

ごみの減量化及び資源化を促進することにより、最終処分量を削減し、現在使用している最終処分場の延命化を図るとともに、環境負荷の抑制とごみ処理に係る経費の削減に努めます。適正な埋立管理等による環境保全にも配慮していくものとします。

## 2 最終処分の方法

あじさいクリーンセンターの不燃物処理施設で発生する不燃物(ガラス・陶磁器類等) や粗大ごみを解体及び分別し、発生した不燃物(ガラス・陶磁器類・コンクリートガラ 等)は、最終処分場で埋立処分します。

### 3 最終処分場及びその整備計画の概要

令和 3 (2021) 年度に藤原一般廃棄物最終処分場の敷地整備工事を行いました。本市では、不燃物のみ埋立処分を行っているので、埋立容量については確保できていますが、ごみの排出状況や最終処分に関わる技術動向等を見ながら、最終処分場の適正な管理を検討していくものとします。

## 第1項 行政の役割

ごみの減量化及び再生利用を図るため、行政・市民・事業者の三者間の連携を密にとり、役割分担を明確に提示します。そして、排出抑制策も含めた減量化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図ります。

表3.5-1 行政の役割

方 策	役割及び内容
環 境 教 育 ・ 啓発活動の充実	<ul> <li>市民、事業者に対してごみの減量化及び再生利用、さらにはごみの適正な出し方に関する啓発を徹底するとともに、啓発が効果的なものとなるよう関係団体とも協力しつつ、新たな啓発手法の開発に努めます。</li> <li>ごみの減量化に関する社会意識を育てるため、学校や地域社会の場において、副読本を活用した教育やごみ処理施設の見学会等の教育啓発活動に積極的に取り組むものとします。</li> <li>自治会や各種団体等への普及啓発を行います。</li> <li>小学生や中学生等を対象とした環境学習を積極的に行います。</li> <li>広報紙やパンフレット等を活用した啓発活動を行います。</li> <li>ごみの出し方ハンドブックやごみカレンダーの全戸配布を行います。</li> <li>ごみ分別アプリ活用の推進を行います。</li> <li>啓発施設等の整備を検討します。</li> <li>啓発施設等の整備を検討します。</li> <li>事業者に対する減量化及び再生利用の指導及び啓発を行います。</li> </ul>
生ごみ減量化及び リサイクルの支援	<ul><li>「生ごみ減量化事業補助金制度」の普及推進に努めるとともに、必要に応じて見直していくものとします。</li><li>資源ごみの適正な分別を促進させるために、収集方法の見直しや支援を行います。</li></ul>
過剰包装等の抑制	● マイバッグ運動を推進するとともに、小売店及びスーパー等 に対して過剰包装の自粛を働きかけます。
再 使 用 及 び 再生品使用の促進	● コピー用紙、トイレットペーパー等の事務用品に再生品を使用するとともに、公共事業等における廃材の再生使用に努めます。
市民・事業者との 一 体 的 な 取 組	<ul> <li>地域の行事やイベント等を通じて、市民、事業者との連携体制づくりを行います。</li> <li>市と市民、事業者が一体となって取り組むという視点での循環型社会づくりのため、ケースに応じた三者の役割分担を検討し、具体的な行動への結び付けを図ります。</li> <li>事業者が自らの廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物については自ら再利用を行うよう指導します。また、指導を行うにあたっては、商工会等の事業者団体と連携しながら、効果的に行います。</li> <li>市民、事業者の単独での取り組み又はグループで自発的に行う活動について、市は情報提供をはじめとして、人材育成、ノウハウや場所の提供、助成、ネットワークづくり等、自立的な運営の確立のための支援を行います。あわせて、先進的な取り組みや活動に対しては、その内容をPRすることによって、普及を図ります。</li> </ul>

# 第2項 市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者として自らごみ発生抑制に努めるとともに、1人ひとりが物を大切に使う意識を持ちます。また、市が行うごみの減量化及び再生利用に関する施策に協力します。

表3.5-2 市民の役割

方 策	役割及び内容
簡易包装の依頼・ 買物袋の持参	<ul><li>買い物時には過剰包装を断り、マイバッグを持参します。</li><li>買い物時にはできる限り、簡易包装化されている商品を選択して購入します。</li><li>レジ袋等のごみとなるものの受け取りを自粛します。</li></ul>
使 い捨 で 容器・ 商品等の使用抑制	<ul> <li>■売り及び量り売りの生鮮食品を購入し、食品トレイを削減します。</li> <li>量り売りの酒屋や牛乳の宅配をできるだけ利用することにより、使い捨て容器入り飲料や液体調味料等の購入を抑制します。(リターナブルビン入り商品の購入)</li> <li>計め替え用容器式商品の購入により、日用品のプラスチック製容器包装ごみを削減します。</li> <li>ハンカチや布巾等を利用して、ティッシュペーパーや紙布巾を使用削減します。</li> <li>家族、親戚及び地域等で、衣類やおもちゃを譲り合って使います。</li> </ul>
生ごみの減量化	<ul> <li>生ごみは水切りするとともに、生ごみ肥料化容器等を活用して家庭内での減量化に努めます。</li> <li>計画的に食品を購入し、消費期限内に使い切るようにするとともに、料理は作る分量を工夫する等して残さず食事をします。</li> <li>使う量に応じて量り売りやばら売りを利用し、余分な生ごみを出さないようにします。</li> <li>スーパー等の食品陳列棚では手前から取るよう心掛けます。</li> <li>外食時には、食べきれる分だけ注文し、食品ロス削減に努めます。</li> </ul>
不用品の再使用	● リサイクルショップやフリマアプリ等の利用を行い、家庭の不用品 を売却し再利用に取り組みます。
資源ごみ等の分別排出	<ul> <li>古紙類(新聞・雑誌・段ボール)及び古布類は資源ごみとして、粗大ごみ場や集団回収へ分別排出します。</li> <li>リターナブルビンは、販売店等に戻すようにします。</li> <li>食品トレイ及び紙パック等の店頭回収を積極的に利用します。</li> <li>市が実施するごみの分別収集に協力し、分別区分ごとの正しいごみの出し方を行います。</li> <li>分別方法や分別日時が分からない場合は、積極的に市が推奨している「ごみの出し方ハンドブック」や「ごみ分別アプリ」を活用します。</li> <li>ごみについての意識を高めるために、環境教育や講習に積極的に参加します。</li> </ul>
再生品の利用	● トイレットペーパー等の日用品は、再生品を使用するよう努めます。

# 第3項 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理を行う義務があり、市が行うごみの減量化及び再生利用に関する施策に協力します。

また、製造業者、流通業者及び販売業者は、消費者の排出抑制及びリサイクル活動を 促進するための製品開発や販売体制づくり等に努めるものとします。

表3.5-3 事業者の役割

方 策	役割及び内容
ごみ排出事業者	<ul> <li>事業活動に伴って発生するごみは、事業所内での発生抑制及び再生利用に努めます。また、必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備します。</li> <li>多量のごみを排出する事業所は、減量化及び再資源化計画を作成し実行していきます。また、従業員に対してごみ減量化及び資源化に関する意識の向上を図っていきます。</li> <li>事業所で使用するオフィス用品や作業着等は、再生利用品を積極的に使用するよう努めます。</li> <li>「食品リサイクル法」に基づき、生ごみの堆肥化及び減量化を促進します。</li> <li>ごみを排出する場合は、処理施設へ自己搬入又は市の許可業者に委託します。</li> <li>ごみの減量化や資源化を促進していくために、市の施策に協力します。</li> </ul>
製造事業者	<ul> <li>使い捨て容器の製造を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の開発に努めます。</li> <li>有効期間ができるだけ長くなるような製品開発に努め、修理サービス等の拡大を図ります。</li> <li>事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努め、分かりやすい素材表示をします。</li> <li>再生資源を用いた製品の開発及び供給を拡大するよう努めます。</li> <li>宣伝広告を通じて、消費者にごみ減量化及び再生利用の意識向上を行います。</li> </ul>
流通及び販売業者	<ul> <li>過剰包装を行わず、適正包装の促進及び適正包装の方法の開発を行います。</li> <li>使い捨て容器の販売を自粛し、環境やリサイクルを考えた製品の販売に努めます。</li> <li>容器包装等の回収ルートの整備に努めます。</li> <li>家電製品等については引き取るよう努めます。</li> <li>消費者にマイバッグの持参を呼びかけます。</li> <li>消費者へ再生品の利用を促進していきます。</li> <li>食品小売業では、消費期限前に商品棚から商品を撤去することを見直し、売れ残りを減らすとともに、在庫管理を徹底します。</li> </ul>